

回 覧

令和3年7月21日

稲敷市佐倉・鳩崎地区の皆様

茨城県稲敷警察署長

信号機の廃止のお願いについて

日頃より、皆様方におかれましては交通安全施設整備に対し、多大なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

時節、交通規制を実施してから時間の経過とともに、現場の交通実態に適応しなくなった交通規制の見直しを検討する時期に差し掛かっております。

とりわけ信号機は、その維持管理に多大な予算を要し、必要不可欠な場所に新設される信号機の増加に伴い、必要性の低下した信号機の廃止を推進しているところです。

皆様方におかれましては下記のとおり信号機を廃止いたしますので、何卒ご理解を賜りたく重ねてお願い申し上げます。

記

- 1 信号機廃止場所
稲敷市佐倉2279番地1先
- 2 信号機の種類
押しボタン式信号
- 3 廃止の経緯
 - (1) 平成28年3月以降、鳩崎小学校閉校に伴い、登下校の手段がスクールバスによる送迎になり、信号機の横断需要が低下している。
 - (2) 当該信号機の利用回数について、調査した結果1日平均6.8回の利用頻度である。
 - (3) 当該信号機の耐用年数経過に伴う老朽化が原因となる機能停止や倒壊等、多大な影響を及ぼす可能性がある。
- 4 信号機設置場所

